東海岸マレー農民における土地と居住

坪 内 良 博*

Land and Residence among Malay Peasants in the East Coast

by

Yoshihiro Tsubouchi

はじめに

この報告は1970年10月から1971年9月に至る1年間, 西マレーシア東海岸クランタン州において筆者が行なった農村調査の第2報である。い 東海岸のマレー人における親族構造は双系的 (bilateral) であり, 婚姻後の居住地選択については夫方, 妻方いずれも排他的な決定力をもたない。またそこで採用されている財の相続方法は,イスラムによる男子尊重の原理をわずかばかり加味しているとはいえ, 基本的には土着的な男女平等の均分相続である。このような居住および相続の原理を採用している定着農民における土地所有や居住のあり方の1例を一つのコミュニティスタディを通して提示することが本稿の目的である。

Ⅰ 調査地の概況

調査対象の集落に関しては、既に別の報告でかなり詳しく述べたので²⁰、ことでは本論の展開にとって必要な部分を略記するにとどめる。

調査地ガロ (Galok) はクランタン (Kelantan) 州パシルマス (Pasir Mas) 郡に属し、郡役 所所在地のパシルマスの町から約9マイル離れ、パシルマスとタナメラ (Tanah Merah) を結

^{*} 京都大学東南アジア研究センター

¹⁾ この小報告は京都大学東南アジア研究センターとマラヤ大学経済経営学部とのマラヤ稲作農村に関する 共同プロジェクトの一環として、1970/71年にマレーシア東海岸において 筆者が行なった調査の結果の 一部である。本稿の作成にあたっては竜谷大学教授口羽益生、京都大学東南アジア研究センター教授石 井米雄、同助教授水野浩一、同助手前田成文の各氏にいろいろと助言をいただいた。ここに記して感謝 の意を表したい。

²⁾ *d*.「クランタンの一農村におけるタバコ耕作の導入と社会・経済的変化」『東南アジア研究』 9 巻 4 号, 1972.

ぶ道路に沿って約1マイルにわたって散開しているマレー人の集落 (kampong) である。

クランタン州の開墾の歴史は、クランタン川河口から上流へ、また川に沿った地域からより離れた地域へという形で進められたと推定される。Galok の集落は川から $1/4\sim1/2$ マイル離れて存在する。川に沿った側に隣接する Atas Beting や Jabo などの集落が100年に近い歴史をもつのに対し、Galok は約80年前からひらかれたという。川から遠い側に隣接する Padang Hangus は約55年前にひらかれたという。現在では周辺の土地はほとんど開墾されてしまって新しい開墾地は遠く離れてクランタン川上流部などの広大なジャングルに求められるのみである。

この集落における主な生業は水稲耕作とゴムタッピングである。水稲耕作は、かんがい施設を全く欠いた状態で、完全に天水に依存して行なわれ、主として自家消費を目的としている。これに対して、ゴムは完全に換金を目的としており、いわゆる small holders の範ちゅうに入る小規模な所有・経営規模の下にタッピングが行なわれる。水稲とゴムのほかに、やし糖づくり、野菜・果樹栽培、水牛、牛、やぎ、にわとり、あひる等の飼育、大工、商店、コーヒーショップなどが専業あるいは副業的に行なわれている。また、タイ領、クランタン川上流、パハン州などの新開地でのゴムタッピング、ケダー州での稲の収穫作業などが季節的な出稼ぎとして村人の収入を補助して来た。最近の大きな変化は、水稲の裏作としてタバコ栽培が組織的に導入されたことである。タバコ栽培は村人の現金収入を増加させるとともに、より多くの人口がこの地域に生活できる状況をもたらした。30

夫婦を中心とする核家族が、この集落を含むマレー人農村における支配的な家族形態であり、 生産活動もまたこれらの核家族を単位として行なわれる。天水田における小規模な稲作と小さ なゴム園での作業は、共同労働をほとんど必要としなかったし、新しく入ったタバコ栽培も家 族労働だけで行なわれている。

Ⅱ 土地の相続と購入

農民の生活の基礎となっている土地は、モスクの用地や墓地を除けばすべて個人的に所有され、相続あるいは購入によって入手される。ジャングル地域においては州政府の開墾計画を通して入植した農民に譲与されるが、Galok の住民にとってはこの方法はやや例外的といえる。土地の個人所有の観念は著しく、夫および妻の所有地は明確に意識的に区別される。夫妻が共同で購入した土地というものはあるが、それはあくまで双方が権利を平等にもつ共同の土地である。いわゆる「家」の土地という観念は存在しない。しかし、子の側からみれば、父母の土地が一つのものとして意識されることはしばしばあって、相続に関して、父の土地および母の

³⁾ 詳細は「クランタンの一農村におけるタバコ耕作の導入と社会・経済的変化」『東南アジア研究』9巻4号,1972を参照されたい。

東南アジア研究 10巻1号

土地をそれぞれの死亡に際して分割せずに、後にまとめて配分する場合もおこる。各々の世帯の土地所有は夫妻およびときには子の所有面積を合わせたものであるが、それは Table 1 に示す通りである。

Table 1 Number of Households, by Area of Padi-field Owned and by Area of Rubber Estate Owned

Padi-field (acre) Rubber estate (acre)	0	0 <a≦1< th=""><th>1<a≦2< th=""><th>2<a≦3< th=""><th>3<a≦4< th=""><th>4<a<u>≤5</a<u></th><th>5<a≦6< th=""><th>6<a≦7< th=""><th>Total</th></a≦7<></th></a≦6<></th></a≦4<></th></a≦3<></th></a≦2<></th></a≦1<>	1 <a≦2< th=""><th>2<a≦3< th=""><th>3<a≦4< th=""><th>4<a<u>≤5</a<u></th><th>5<a≦6< th=""><th>6<a≦7< th=""><th>Total</th></a≦7<></th></a≦6<></th></a≦4<></th></a≦3<></th></a≦2<>	2 <a≦3< th=""><th>3<a≦4< th=""><th>4<a<u>≤5</a<u></th><th>5<a≦6< th=""><th>6<a≦7< th=""><th>Total</th></a≦7<></th></a≦6<></th></a≦4<></th></a≦3<>	3 <a≦4< th=""><th>4<a<u>≤5</a<u></th><th>5<a≦6< th=""><th>6<a≦7< th=""><th>Total</th></a≦7<></th></a≦6<></th></a≦4<>	4 <a<u>≤5</a<u>	5 <a≦6< th=""><th>6<a≦7< th=""><th>Total</th></a≦7<></th></a≦6<>	6 <a≦7< th=""><th>Total</th></a≦7<>	Total
0	27	19	6	5	,			1	58
0 <a≤1< td=""><td>7</td><td>30</td><td>6</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>48</td></a≤1<>	7	30	6	5					48
1 <a≤2< td=""><td>2</td><td>5</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>14</td></a≤2<>	2	5	4	2	1				14
2 <a≦3< td=""><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>13</td></a≦3<>	3	4	5	1					13
3 <a≤4< td=""><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>3</td></a≤4<>			1	1		1			3
4 <a≤5< td=""><td></td><td>2</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3</td></a≤5<>		2		1					3
5 <a≤6< td=""><td></td><td>2</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>4</td></a≤6<>		2	1		1				4
6 <a≦7< td=""><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td></a≦7<>		1	1						2
a>7			1						1
Total	39	63	25	15	2	1	0	1	146

Average per owner: Padi-field

1.2 acres

Rubber estate 1.7 acres

イスラム教徒であるマレー人は、相続に際して、イスラム法か慣習法 (adat) のいずれかを選ぶことが許されている。イスラムの相続法は周知のように詳細に規定された体系をもっており、イスラム法廷の権威の下に各人の相続分が明示される。寡婦のとり分を除いて子に分配され、それぞれの子のとり分は同性のきょうだい間では平等となり、かつ男子対女子の比が2対1となるのが通常の場合の原則である。これに対して慣習法は男女すべての子に対する均分を原則とする。

Galok では土地の相続に関してイスラム法による煩瑣な計算方法が用いられることはほとん

⁴⁾ 開墾によって得られたゴム園は Galok からかなり 遠く離れている。 面積が比較的大きいのは1件あたりの面積が大きいためであり、所有者の数は6名に過ぎない。

坪内:東海岸マレー農民における土地と居住

どない。村人の選択は慣習法にかたむいているが、完全な均分方法が採用されているかという とそうでもなく、実際に用いられているのは多分に均分的なニュアンスを含んだ状況主義的な 配分である。

相続の大部分が親から子へという流れで行なわれることを前提として⁵⁰, そこにいかなる配分の方法がとられているかを明らかにしよう。両親が既に死亡したところの世帯主またはその妻計103名について, 両親からの財産の相続の実際をききとった結果を整理すると Table 2 のようになる。⁵⁰ 両親が男女の子を有し, 彼らの間で財産が分割されたケースは64例を数えるが, この中で相続権のあるすべての子に平等に配分されたのは半数に満たぬ28例に過ぎない。これに対して配分に原則性が認められず, 男女にかかわらず特定の1人が他より多かったり, きょうだいのうちに相続権を放棄した者が含まれたりするケースが19例存在する。また男子が女子

Way of disposal	Composition of the siblings	Way of division		
			cas	es
		/ Evenly divided	28 \	
		Unevenly divided	33	
	Both sexes	(No discrimination by sex 2)	(19)	5 4 \
	both sexes	Favour given to males	(14)	-
Inheritance		Cash obtained from the disposal of the land divided among the siblings	3	
	C:1-	(Evenly divided	7)	77
	Single sex	Unevenly divided	1 }	8
	Only child			5)
No property to	(Disposed prior	to parents' death		4
be inherited	No land owner	d	:	17
Unknown				5
Total				103

Table 2 Details of the Disposal of the Parents' Property 1)

¹⁾ Asked to the household-heads and their wives whose parents have been died, permitting duplication for the siblings in the same *kampong*.

²⁾ Includes 4 cases in which one of the siblings got all by paying the others.

⁵⁾ 実際、Galok においては水田、ゴム園の場合ともに、相続された土地の9割以上が親から子へと継承されている。残りの多くは祖父母から孫へという継承の形である。東海岸マレー人社会において、離婚や再婚の多さを背景として、祖父母・孫という関係はきわめて興味深いが、このことについては別の機会に詳しく述べる予定である。

⁶⁾ 同父異母, 異父同母のきょうだいの組み合わせの場合, 相続権のあるきょうだいの性別構成や配分方法 の判断は, 筆者が総合的な立場から判定したものである。たとえば父が相続権をもつ5人の男女の子を, 母が相続権をもつ3人の男女の子を有しており, 父の財産は同父の5人で平等に, 母の財産は同母の3人で平等に分けた場合, 平等に配分されたものとして扱った。

よりも多くを相続したケースが14例ある。最後の場合にはイスラム法の影響をいく分か認める ことができそうであるが、この場合の配分は必ずしも男子と女子の比が2対1となっている訳 ではなく、男子が相対的により多くを相続しているというに過ぎない。男子が女子よりも優遇 される状況は、きょうだいのうち男子が1人だけで残りがすべて女子である場合におこり易い。 きょうだいが男女いずれかの性のみからなる場合には均分のケースが多い。(8 例中7 例)。ま た子供が1人だけのために1人で相続したケースが5 例ある。

以上のように、均分相続という原理は非常に厳密な方法では採用されていないのであるが、全体としてみるとき、やはり均分的な傾向が支配的であるといえる。このような相続形態の下では、人口増加が生じている状態ならば、親の土地は子の世代において細分され、所有面積が減少していく過程が当然のメカニズムとなる。理論的には、両親の所有地が2人の子に等分されるならば、子の世代の土地所有は配偶者の分と合わせた場合に親の世代に等しいことになる。すなわちこの場合に、平均的にみて親1人あたりの所有面積と子1人あたりの所有面積とが等しい状況が生ずる訳である。両親が既に死亡している場合について、親の世代が1人あたりかつて所有していた面積と子の世代の1人あたりの相続面積とを比較すると、水田については2.7対1、ゴム園については1.8対1となる。かくして、相続のみに依存した場合にははなはだしい土地所有の零細化がおこった筈である。

相続にともなう土地耕作の零細化をくいとめる為には、子の一部の他の地域への移動と、集 落内に残存する者(必ずしもきょうだいである必要はない)によるその土地の利用が成立せね ばならない。既に示したように、当代の世帯主によって購入された土地の総面積は、相続され た面積の総計よりやや小さいにせよ、それにせまる大きさをもっている。ここに一つの現状回 復のメカニズムが存在するのを認めることができる。

Galok の近辺の土地の価格は,条件により若干の相違はあるが,1970年前後においては,水田,ゴム園とも1ェーカーあたり M\$800~1,500 程度であった。" この金額は月 M\$50 もあれば一家の生活が可能な農民にとってはかなり大きく,土地を買うことはかなりの大事業である。土地の購入に際して,男子は女子よりもわずかながら有利な立場にたっている。

水田およびゴム園の購入がどのような関係の者の間で行なわれたかを調べると Table 3 のようになる。両親やきょうだいからの購入件数が、水田、ゴム園の場合ともに全体の2割をこえ、これにその他の親族を加えると、親族からの購入が全体の5割以上を占める。村人の間には親からゆずられた土地を他人の手に渡すのはよくないという考えが存在する。この考え方は経済的な要請の前にはしばしば貫徹されないのであるが、売買に際しては一応親族を優先していることが、上述の数字からも明らかとなる。

⁷⁾ M\$3≒US\$1 (調査当時)

Relation	Padi-field		Rubber estate		
Parent	8 \		5 \		
Grand parent	1		0		
Sibling	8	05 (40 000)	6 (05 (45 00)	
Uncle/aunt	5	35 (48.2%)	3 }	25 (45.0%)	
Cousin	5		4		
Other relatives	8)		7)		
Non relation	26	(46.7%)	22	(55.0%)	
Unknown	2	(5.1%)	0		
Total	63	(100%)	47	(100%)	

Table 3 Number of Cases of Purchasing Land by Relation to the Former Owner

しかしながら、このようなメカニズムを通して、すべての者が一定の所有面積を維持できる 訳ではない。相続をうけた土地に加えて新しい土地を購入することがついにできなかった者も あるし、親から相続を全くうけなかった者がわずかな土地を購入した場合もあるからである。 かくして、回復のメカニズムは、現状においてははげしい零細化にいくらかブレーキをかける 役割を果たしているが、零細化はそれにもかかわらず進行しているのである。

上記の観察において、親の所有地と子の相続分に関する比較は、両親が既に死亡している場合だけについて行なわれた。このことは子の平均年齢がかなり高いことを意味している。死亡率の低下とそれにともなう人口増加がきわめて著しい様相をみせて来るのは、実はこれよりも若い年齢層においてである。彼らにおいては、親がまだ生存しているので、土地の細分化という現象がまだ目につかないのである。新たに導入されたタバコ栽培による土地の生産性の上昇や、集落外における雇用機会の増加が、このような事態にいかに対処できるかが今後の問題として残る。

Ⅲ 婚姻後の居住地の決定

結婚後夫妻はしばらくいずれかの親と同居し、やがていずれかの親の土地に独立した家屋を建てる。また新しい別の土地が入手できればそこに住居を構えることもある。双系的な親族構造における居住地の選択は、原理それ自体の必然的な要請として、他の要因の支配をうける。この場合、より吸引力の大きい状況をもつ側に居住することが当然予想されるが、この吸引力は、経済的、地理的、人間関係的な観点などから判断されるであろう。農民にとって経済的な吸引力とは、より多くの生産をあげることが可能な状況であるが、それは生産手段としての土地をより多く持っていることと密接に関係している。地理的な吸引力とは、より便利な住みやすい条件の土地における居住であり、人間関係的な吸引力とはどちらかの親族が当該の夫婦との共住をとくに好んでいるという状況である。これら三つの条件の間の力関係が居住地を決定

することになるであろうが、実際には経済的な条件が生活にとって最も重要であり、居住地の 決定にとって最も強力な作用を果たす。資料の分析はこの推定を裏付けている。

Galok に居住する 146 世帯中、生存する世帯主夫妻(すなわち死別あるいは離別の状態にある者を除く)について、水田およびゴム園に関して夫の土地所有と妻の土地所有とを比較し、(1) 夫の土地所有が妻より大きい場合、(2) 夫妻の土地所有がほぼ等しいか、両方とも土地を持たぬ場合、(3) 妻の土地所有が夫より大きい場合、の三つのカテゴリーをつくり、各々のカテゴリーについて実際に選択された居住地を示すと Table 4 のようになる。夫の土地所有がより大きい場合に夫方居住となり、妻の土地所有の方が大きい場合に妻方居住になる可能性が大きいことが明確となる。** 夫方居住が妻方居住よりも相対的にやや多いことは、既述の相続・購入のメカニズムによって生じた男女の土地所有状態の差と密接に関連している。

Relative size of land holding Marital residence		H>W		H = W		W>H		Total
Husband's side	40	(70.1%)	6	(27.3%)	6	(18.2%)	52	(46.4%)
Neo-local	12	(21.1%)	10	(45.4%)	6	(18.2%)	28	(25.0%)
Wife's side	5	(8.8%)	6	(27.3%)	21	(63.6%)	32	(28.6%)
Total	57	(100%)	22	(100%)	33	(100%)	112	(100%)

Table 4 Number of Cases by Marital Residence and by Relative Size of the Couple's Land Holding 1)

しかしながら、この表においては例外的なケースが若干存在する。それは妻の土地所有の方が大きいにもかかわらず夫方に居住している 6 ケース、および夫の土地所有の方が大きいにもかかわらず妻方に居住している 5 ケースである。前者(妻の土地所有大で夫方居住)の中には夫が土地に依存せぬ仕事に従事している場合が 4 ケース(やし糖づくり、商店、灌漑排水局人夫、にわとり仲買人各 1)含まれている。残りの 2 ケースについては、1 ケースは妻の遺産相続がごく最近行なわれており、それまで夫方の土地に依存して生活していたものである。他の1 ケースは夫妻の土地所有の差がわずかである。後者(夫の土地所有大で妻方居住)の 5 ケースに関しては、うち 2 ケースは夫がやし糖づくりに従事しており、1 ケースは夫が妻の父から

¹⁾ Asked to the living couples in Galok.

⁸⁾ 居住地に関する同様の分析は、集落内婚の場合の居住地選択に関して、ケダー農民について試みられ同様の結果を得ている。(d. 口羽益生・坪内良博「マラヤ北西部の稲作農村――婚姻・離婚・家族の特質について――」『東南アジア研究』4巻1号、1966) 本稿における分析とケダー農村における分析との相違点は、本稿において集落内婚に限らずすべての婚姻を一括して扱ったこと、および、ケダー州では水田だけを問題とすればよかったが、本稿では水田とゴム園を含み、これらをいちおう等価として扱ったという点である。

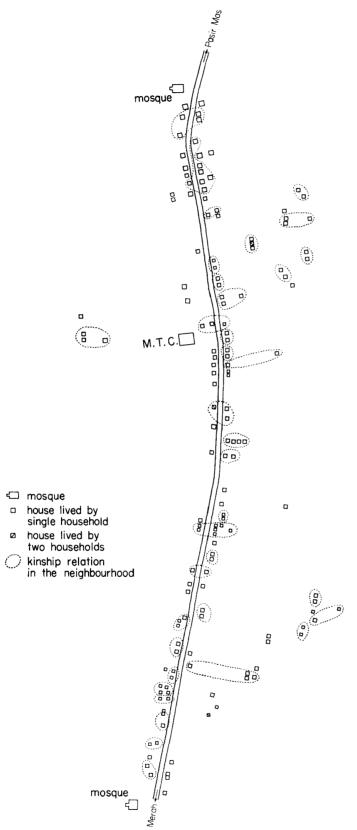
屋敷地 (dusun) を買った事実上 neo-local のニュアンスをもつものである。 最後の 2 ケースは夫はゴム園,妻は水田を所有しており,居住条件としては,ゴム園中よりも道路に近い水田に接続した土地の方が有利と判断される。 このようにみてくると,第 1 に主な収入源が土地に依存せぬ場合は,当然のことながら土地所有以外の経済的要因が居住を決定していることが分かる(例外 11 ケース)。 第 2 に夫妻の土地の生産力に絶対的な差が存在せぬ場合には,経済力以外の条件が考慮される可能性のあることが分かる。(例外11 ケース)。 第 3 に相続をうける時期も居住地決定に影響を与え得ることが推測される。(例外11 ケース中 1 ケース)。

労働年齢にある夫妻の最終の居住地は、夫妻がともに遺産相続をうけ、また自らの力で土地を購入し終わった状態において決定されるべき性質をもっている。もちろん遺産相続の見通しの上で居を定めることもある。ともあれ、上述のデータの中には将来の移動をともなうような中途の段階のものが、とくに若年者の neo-local な居住においてなお多く含まれていることに留意せねばならない。これらの若年者の居住の不安定性については、次節以下においてふれることになる。

Ⅳ 親子,きょうだいの近隣居住

前節において述べたような居住地決定のメカニズムを通して、親が居住する屋敷地に1組だけの子の核家族が残り、他の者は配偶者方に住むか新しい居住地を得るかするならば、屋敷地自体も分割されることなく均衡状態が保たれることになる。これに対して、2組以上の子の核家族の親の屋敷地における共住は、時間の経過とともに、きょうだいの共住や、おじおばと甥姪の共住、さらにはいとこ同士の共住などを発生させる可能性をもつ。

現時点では、出自を同じくする親族が2家族以上、同一または隣接の屋敷地に共住している場合が、Galok においては36グループ存在する(Map 1 参照)。1グループ平均2.9世帯を含み、これらの環境の中で生活している世帯は、全世帯数146のうち101(69.2%)を占めている。このうち3ケースは土地購入などによって関係が後から生じたものであるから観察の対象から除く。残りの33グループの中における関係を類型化すると Fig. 1 のようになる。これらのうち、約半分にあたる16グループは親の世帯と子の世帯の屋敷地内共住により成立している。このうち5ケースにおいては二つ以上の子の世帯が共住しており、別の5ケースでは同一屋敷地内に共住する子の核家族1組に加えて親と同じ家屋内に既婚の子が一時的に同居しているので、計10ケースにおいて、将来家敷地が細分される可能性がある。逆に全く細分される可能性がないのは、未婚の子を含まぬ親の世帯と1組の子の世帯よりなる2ケースに過ぎない。他の15グループはきょうだいによって屋敷地が既に細分された状態(将来の細分を予想する一時的な共有を含む)、あるいはこの状態に重ねてこれらのきょうだいの子の家族の共住関係が成立



した状態を示す。最後の2グループは祖父母を含んで一時的に形成された拡大家族と、他出した子の子が共住している例外的なケースである。

親子・きょうだいの同一屋敷地 内での居住は、誰かが残る権利や 義務をもって形成される訳ではな いので、必ずしも永続的・安定的 なものではない。しかし、それに もかかわらず、それは近隣におけ る親族関係形成の核心となってい る。屋敷地および耕作地に余裕が あれば、複数の子の家族が将来近 隣関係を形成していくことが望ま しいとされる。実際, 開墾後間も ない状態においては, 各々の家族 は比較的余裕のある土地をもって いるので、このような近隣関係が 成立しやすい。しかし、世代を経 過して土地の細分化が進むと, こ のような近隣関係の成立は困難に なるのであって, 近隣に居住する 親族集団の拡大には一定の限界が ある。

膨張の後には、密な親族関係の解体が生ずる可能性がある。きょうだい間で細分された屋敷地の一部が他人に売却され、このような過程の進行につれて近隣の親族関係が希薄になっていく場合があ

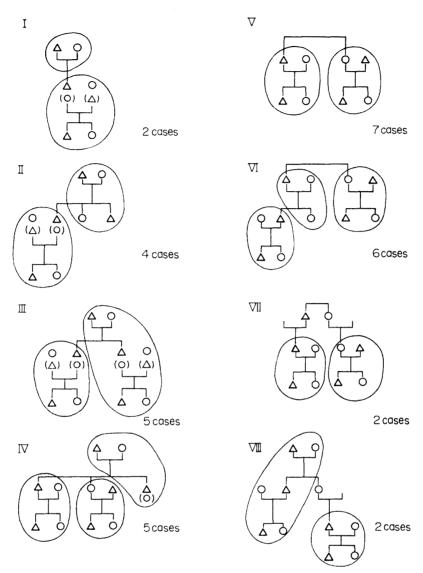


Fig. 1 Types of the Related Neighbours

る。逆に、一つの屋敷地内における共住が過度に進行した場合、そこにはおしなべた貧困の状態、あるいは親族の一人への過剰依存という状態が生ずる可能性がある。Galok の中にも、みすばらしい家が軒を連ねた居住形態や、一軒の普通の家を小さな家屋がとりまいている例がいくつか存在する。

Ⅴ 同一または隣接の屋敷地に親族関係をもたぬ居住

既に示したように全世帯のうち45世帯は、同一または隣接の屋敷地に共住する同一出自の親 族をもたずに単独で居住している。この居住の形態を単独居住とよぶことにする。単独居住の 形成は、既に述べた親子きょうだい共住関係の形成と表裏をなしている。すなわち、単独居住 のうち若干のケースは何らかの事情で1世帯だけが親の屋敷地に残ったものであり、他のケースは親の屋敷地から独立した子の世帯によって新しく形成されたものである。

単独居住における居住地の所有形態は Table 5 に示す通りである。 以下、 それぞれの場合 についてやや詳しく述べよう。

Own	{ In	therited urchased	19 cases 12	(42. 2%) (26. 7%)
Not own	$\{S_{\epsilon}\}$	umpang ewa	10 4	(22. 2%) (8. 9%)
Total			45	(100%)

Table 5 Ownership of the Compound (with no Relatives in the Neighbourhood)

(1) 親から相続した土地に居住する場合

親から相続した土地に居住する場合は19ケース(42.2%)を数えるが、2のうち2ケースは一人っ子であるため、親の財産をすべて継承したものであり、かつその子が未婚の状態にある。12ケースは、きょうだいおよび子が他出したために当該世帯だけが親から相続した屋敷地に残されたものである。先に述べた2ケースを加えて、214ケースは基本的には親の屋敷地に144の子の核家族が留まるという居住形態の一時的な現象型とみなすことができる。残りの5ケースは父母あるいは祖父母の所有地のうち1カ所に新たに居を構えた11 neo-local に近い居住形態である。

(2) 購入した土地に居住する場合

土地を購入して居を構えたために単独居住の形となったものは12ケース(26.7%)ある。これらの者の出身は,夫妻いずれかが Galok(8ケース),または周辺の集落(4ケース)である。世帯主の年齢は32~65才(平均50才)であって,彼らは親族(4ケース)または他人(8ケース)の土地を買い,neo-local な居住形態に入ったのである。これらの家族に関しても将来同一屋敷地内での親子共住関係が生ずる可能性は存在するが,屋敷地の面積は必ずしも十分広いとはいえない。

(3) 無料借地 (tumpang)

この地域では屋敷地に関しては持主が他に居住する場合、その了解があれば無料でそれを利用することができる。このような一時的居住の場合、家屋自体も人々が肩にかついで移動することができる程度のものが多いから、転入・転出ともに比較的容易であり、この種の借地は割と気軽に行なわれる。このような方法で土地を借り、そこに家屋を建てて生活している場合が10ケース(22.2%)ある。これらの者はすべて少なくとも一時は Galok 以外で生活していた

坪内:東海岸マレー農民における土地と居住

経験をもつ。すなわち、隣接する集落に居住していたもの8世帯、やや遠くに居住していたもの2世帯である。後者は Galok につながりがない訳ではなく、1 ケースは夫の父が Galok 生まれ、他の1 ケースは夫自身が Galok 生まれである。

移住の動機は世帯主が若年である 7 ケース(世帯主の年齢23~37才,平均29才)においてはきわめて明確である。すなわちタバコ栽培の導入のために、たとえ土地をもたなくても Galokにおける生活が成立するようになったことや、Galokが道路に近く交通の便がよいことのためにこの条件を利用できること(タクシー運転手、自転車修理など)に関連している。これらの者は Galok の最近の生活条件の向上に着目し、他へ出る代りにこの他を選んだものであって、従来のような土地に完全に依存する村の生活方式においては存在し得なかったタイプの居住者である。比較的年とった者 3 ケースにおいては、理由はさまざまであり、かつ一時的・状況的であるが、これらの者も道路沿いという Galok の生活条件に影響された点が多い。Galok 近辺で炭焼きを主業とする者、大工を生業としているが再婚のため先妻の子と後妻との折合いが悪く一時的に子と別居しているもの、年とった女で子の家の少しでも近くに住みたいと希望するものが各 1 ケース含まれる。

以上10ケースのうち6ケースは親族関係にある者から土地を借りており、4ケースは他人から借りている。いずれの場合も個人的な親密さの存在がこのような借地成立の前提となっている。

(4) 有料借地または間借り

土地または家屋に対して借料を払って(sewa)居住するケースが4例ある。このうち借地は 1 ケースのみであり,無料の借地(tumpang)が原則的であることを考えると例外的である。 妻が Galok 生まれであって,1968年に Galok に開設された M.T.C (Malayan Tobacco Co.) のステーションの前に店を構えて商売を始めたもので,こうした明らかな利潤追求の目的の居住であるがゆえに,向いに住む地主との話し合いによって年 M\$30 の借地料を支払っている。 他の3例はいずれも大きな家の一部を仕切って,一時的に間借りしているものであって,2世帯は小学校教師,1世帯は M.T.C ステーションの夜警員である。 いずれも外来者である。 家賃は月 M\$10 ないし M\$12 である。これらのケースもまた従来の村落生活のカテゴリーに入らない新しいタイプに属する。

VI 近隣および親族間における生活の構造

以上に述べてきたところから、農民の生活が親子きょうだい関係を基盤として状況的に成立 する近隣を中心にして営まれることが推測されるであろう。実際彼らの間には日常的な接触が きわめて頻繁である。しかしながら、親の家族と子の家族とは互いに消費生活を独立に保とう とする傾向が著しい。また生産生活においても、子は親、祖父母、その他の親族、あるいは他人の水田やゴム園の分益小作(pawah)や他地域への出稼ぎ、さらに最近ではタバコの栽培などを通して独立の生計費を得ようとする。このような独立性を原則としながら、子が若齢の場合、あるいは逆に親が老齢の場合にはある程度の依存関係が生じるのである。

屋敷地の中の親族関係には、ときおり精神薄弱者、精神異常者、やや遠い親戚関係にある老 齢者などが含まれる。彼らは親・きょうだい、あるいは他の親族の保護の下に半独立の生活を していることが多い。

すでに述べたように、きょうだいの一部は親の屋敷地に残り、他は配偶者側の屋敷地あるいは新しい屋敷地へと移動する。通婚や移動がとくに集落外との間で行なわれるとき、親から相続した土地(とくに農地)の処置に関する問題が現われる。これらの土地の一部はすでに示したように親族または他人に売却される。他の部分は残存する親族または他人に貸される。貸借の基本的な形は pawah とよばれる分益小作であって、地主と小作が収穫(益)を等分するのがその原則である。Galok における水田およびゴム園の貸借関係は Table 6 および Table 7 のごとくである。親族関係にある者に土地を貸出している場合が、水田・ゴム園の場合ともに約70%を占めている。また親族関係にある者から土地を借りている場合が、水田の場合50%、ゴム園の場合57.7%を占めている。90

親族関係にある者との間に貸借関係が成立している場合には、他人との間のそれよりも相互 信頼の度合いが大きい。例えばゴムタッピングの場合、完成されたゴムのシートを現金化する のに、親族関係が存在する場合には作業者(小作者)自身が売るケースが7割を越える。これ に対して他人との間で貸借が行なわれる場合には例外なく、小作者によって運びこまれたゴム シートを所有者自身が売って、その代金を折半する。

双系的な親族構造と均分的な相続法とは、すでに述べてきたメカニズムを通して、きょうだいの間のリーダーシップの存在を明確にせず、また確固たる親族集団の形成をも困難にする。親子きょうだいを中心とする同一または隣接屋敷地における親族関係は、それ自体大きなものではなく、通常2~4世帯を含むに過ぎない。また単独居住の場合にはこのような親族が隣には存在しない。かくして周囲に居住する他人とのかかわりあいもまた村人の生活にとっては重要で

9) Galok の住民においては、水田に関しては貸出しをしているケースの方が小作をしているケースよりもはるかに多く、ゴム園に関しても程度の差こそあれ同様の傾向が認められる。水田に関する限り、この現象は部分的には天水田という条件の下でしばしば生じる耕作不能の場合に、面接調査の際小作の側から完全な情報を得ることができなかったということに関係している。調査年の前年および前々年はこのようなかんばつの年にあたっていた。しかし、より重要なことは、Galok に居住する者がより川に近い周辺の集落出身の場合をかなり含むということである。これらの川沿いの集落は、かつては川による交通が重要であったからよりはやい時期に開け、従って相続による土地の細分化も Galok よりも進んでいる状態と考えられる。Galok 居住者の若干の部分はこのような状況の下に婚姻後 Galok を居住地として選び、残された土地をその地に残った親族に売却したり貸付けたりしたのである。すなわち、村の開拓の歴史がこのような状態を生ぜしめる一つの大きな要因となっている。

Relation	Padi-	field	Rubber estate		
Parent	2 \		5 \		
Uncle/aunt	2		0		
Sibling	11		0		
Child	7	10 (71 10)	3	4 5 (50 00)	
Grand child	4 }	43 (74.1%)	0 }	17 (70.8%)	
Cousin	2		2		
Nephew/niece	6		6		
Other relatives	9)		1 /		
No relation	15	(25.9%)	7	(29.2%)	
Total	58	(100%)	24	(100%)	

Table 6 Number of Cases of Tenancy by Tenant's Relation to the Owner*

^{*} Asked to the owners living in Galok.

Table 7	Number	of Ca	ases of	Tenancy	by	Owner's	Relation	to	the	Tenant *
---------	--------	-------	---------	---------	----	---------	----------	----	-----	----------

Relation	Padi-	field	Rubb	er estate	
Grand parent	2 \		2 \		
Parent	1		1		
Uncle/aunt	0	8 (50.0%)	2	15 (50 00)	
Sibling	2		4	15 (57.7%)	
Cousin	2		1		
Other relatives	1)		5)		
No relation	8	(50.0%)	11	(42.3%)	
Total	16	(100%)	26	(100%)	

^{*} Asked to the tenants living in Galok.

ある。すでに述べたように、天水田における稲作はかんがい設備の共同管理を必要とせず、また この地域における稲作は自家消費を目的とする程度の小規模さで行なわれるので、農作業をめ ぐって共同労働が行なわれることは少ない。ゴムタッピングもまた基本的に個人を単位として 行なわれる。近隣者間の生活に共同的な側面が現われるのは主として日常生活においてである。

日常生活における生活の共同は、例えば井戸やポンプの使用をめぐって顕著に現われる。飲料および水浴(mandi)のための水は村人の生活にとってきわめて重要である。自分の屋敷地内に井戸(またはポンプ)を有する者は当然自分のものを使用するが、所有しない者は近くの家の井戸(またはポンプ)を借りる。親族間で共用または共有が行なわれることは当然であるが、井戸(ポンプ)の使用は他人をも含んでさらに広い範囲で行なわれる場合がある。最も多い場合、9世帯が一つの井戸を使用しているケースがある。

主要な年中行事や人の一生に関する通過儀礼の際には、共食 (baewah, 標準語では kenduri)

東南アジア研究 10巻1号

が行なわれるのが慣習である。年中行事のうち共食をひんぱんにともなうのは、マホメット誕生月($Bulan\ Maulud$)および断食月($Bulan\ Puasa$)であり、通過儀礼としてとくに重要なものは婚礼および葬礼である。婚礼および葬礼は、これまでにその重要性を指摘して来た同一または隣接屋敷地内の親族、遠くの親族、および近隣の他人を中心として、できるだけ多くの知人が参加するように計画される。これに対してマホメット誕生月や断食月の招宴および婚礼葬礼以外の通過儀礼のための招宴は比較的小規模で同一または隣接屋敷地内の親族と、歩いて簡単に行き来できる範囲に居住する親族、および近隣居住者を対象として行なわれることが多い。 10 10~20人がまねかれることが普通で、ここに最も日常的なつき合いの範囲を認めることができる。

地域総出というよりは、むしろたまたま居合せた人々が参加する形で、より広い範囲の人々の臨時的な協力が、新築家屋のむねあげや、家を運んで移転する際などに現われることがある。子供をとりあげる産婆 (bidan) やコーラン教師 (guru koran) との関係も必ずしも近隣にはおさまりきれない距離での関係を構成する。近隣を核として同心円的に広がった日常生活圏の存在が想定されるのである。

Ⅶ 近隣関係の連鎖としての集落

この地域のマレー人の集落(kampong)は、前述のような近隣関係を連鎖的に連ねた形で成立している。このような状況において集落の境界は必ずしも明確ではなく、また集落自体は明確な組織をもたない。以下のようなことがらはその実態を示している。

(1) 土地台帳上の区画

道路に沿って展開する Galok の集落の両端は水田になっており、集落の境界がことに存在するかのように見える。ところが土地台帳における区画は、集落の南端に存在する寄宿宗教塾 (pondok) および その近辺の 数軒が すでに Galok の境域外にあり、 道路をはさんで 一方は Jabo, 他方は Padang Hangus に含まれていることを示している。同様に中央部には Hutan Mala と Jabo の区域とされる土地がそれぞれかん入した形になっている。土地台帳における境界はおそらく便宜的なものであるが、この事実は土地のグルーピングにあたって、集落に属する土地の境界というものがあまり意識されなかったことを示している。

(2) 意識上の連続性

住民の意識の上にも境界のあいまい性が現われる。たとえば、Galok 北端の住民が「ここ」 (sini) という場合、それは Galok のみならず隣接する他の集落をも含んでいる。また川の方

¹⁰⁾ マホメット誕生月にはこれに加えて pondok (寄宿宗教塾) から若干の人々を招待する。

坪内: 東海岸マレー農民における土地と居住

にむかって道路から離れて居住する者の中には、昔は Galok という集落の名は使わなかったという者がある。

(3) モスクに通う人々の居住範囲

Galok の両端にはそれぞれ一つのモスク (musjid) がある。以前はこの地域の住民のためには隣の集落である Chekok に一つだけモスクがあったが、7,8年前に Chekok に近い Galok の南端に移され、4,5年前に北端に別のモスクが建てられたのである。Galok を含む行政区画である mukim には正式には一人のイマム (導師) が任命されているが、 このイマムが南端のモスクを、補佐役が北端のモスクを管理している。金曜日の礼拝に際して、Galok の住民はいずれか近い方のモスクへ行く。 それぞれのモスクへは Galok の住民のみでなく、モスクを囲む同心円の範囲内において他集落の住民も通う。 110

(4) 行政上の組織

郡 (jajahan) の下の行政単位は daerah であり、daerah はさらに mukim をその下部単位とする。Galok は Daerah Chetok の中の Mukim Jabo Timor に属する。mukim は最末端の行政単位であって、一人の penghulu (村長) が州政府から任命されている。Daerah Chetok にはかつては20人の penghulu がいたといわれるが、現在その数は整理統合されて5人のみとなっている。以前の penghulu はそれぞれいくつかの大小の集落 (kampong) を統括していたが、現在の penghulu の下には、Mukim Jabo Timor の場合、大小16の kampong がおかれている。kampong はそれ自体の長をもたない。

(5) 通 学 区

この地域の小学校は Chekok (Galok の隣の集落) におかれている。Chekok, Galok, Jabo, Padang Hangus, Jintan, Kuek, Pasir Parit などが通学範囲に含まれる主な集落であって, この場合もまた *kampong* は下部単位に過ぎない。

以上のように、kampong は生活単位である近隣の連続に過ぎないのであって、それ自体の確定した枠も組織ももたない。kampong の大きさは立地条件によりさまざまであって、Mukim Jabo Timor の場合、わずか8軒の家からなる kampong と Galok のように140戸に及ぶ kampong とを同時に含んでいる。戸数がきわめて少ない場合、一つの kampong は一つの親族集団から形成されている可能性もあり、また一つのグループとしてのまとまりの程度が強いが、戸数が多い場合、そのまとまりはおのずからあいまいなものになるのである。

¹¹⁾ すなわち, 北端のモスク (Musjid Ujong Galok) は Galok の住民の半数の他に、Jabo の住民の半数、および Atas Beting, Paya Mengkuang, Hutan Mala 等の住民によって、また南端のモスク (Musjid Kubor は、Galok 住民の他の半数、Jabo (半数)、Chekok、Kg. Tengah、Padang Hangus、Kuek、Kubang Keli 等の住民によって維持されている。

東南アジア研究 10巻1号

おわりに

この地域のマレー農民の居住は、結婚後の居住地の選択、および土地の相続・購入(あるいは開墾)にともなう移住に際して、主として経済的な有利性の判定を通して決定されてきたように思われる。これを古い居住地と新開地との関係で捉えると、後者における土地の余裕は通常前者におけるよりも大きいから、人口の流れはたえず新開地の方向へとむかうのである。

親子・きょうだいの同一または隣接屋敷地内における共住は、土地の余裕があるときには複数のきょうだいの残留を許す形で現われ、世代を経て細分化にともない土地の余裕がなくなると他出者が増加して戸数の膨張が停止する。土地の売買、貸借を通して、細分化はいくらか緩和されるが、それにもかかわらず細分化は進行しつつある。細分化が進むときには売却による放棄もおこる。かくして、親子きょうだいの近隣居住の形成は、最初の世代に最も大きな可能性がある。マレー農民の居住単位はこのようなパターンのくり返しによって形成されてきたものと考えられる。

天水田とゴム園に依存する地域においては、このような親子きょうだいの共住関係と、その外部をとりまく他人からなる近隣が、日常生活にとって重要である。この範囲の外にばく然とした同心円状のより弱い程度の生活共同圏が存し、さらにより遠くに居住する親族、知人に対して点と点との関係が存在する。集落 (kampong) はとくにそれが大きい場合、それ自体の統合性の欠如が目立つ。

天水田、ゴム園を中心とする地域の開拓は、比較的新しく、また急激に行なわれた。これらの地域における集落は数軒の草分けを中心としてその親族によって次第に拡張されたというよりも、一時にかなり多くの移入者が並列的に入り、それらの各々が核となって発展したと考えられる。このことは kampong の非組織性をより強い形で発現させているかも知れない。

集落(kampong)における「むら」としての全体的な組織の希薄さは、政府による新しいかんがい計画の実施、農業協同組合の組織化、保健所の環境整備計画などの際に恣意的な境界を設ける傾向を助長している。コミュニティとしての枠の弱さはこのような任意の枠組の形成を容易にするが、それは同時に新しく設定された枠の中でのコミュニケーションが必ずしも完全には進まないという欠点を生み出さざるを得ないのである。これらに関してはリーダーシップの問題をも含めて別の機会に詳述したい。